

年輪年代学的手法による平城京跡出土木簡の検討 2

—平城第524次調査出土削屑の続報—

1 はじめに

年輪年代学では、年代測定手法であるクロスデーティングにより同一材由来の推定もおこなうことができる。これを木簡に適用することにより、木簡やその削屑の同一材関係や、刻まれる年輪の新旧関係があらかとなる。この年輪年代学的な成果に基づく木簡の接続の検討をおこなうことで、例えばこれまで断片的な文字であったものが単語や文章として意味を持つものになるなど、木簡から得られる情報が増大することが期待される。

以上のような予察にもとづき、筆者らは『紀要 2017』において、平城京跡出土木簡を分析対象とした年輪年代学的な同一材推定に関する成果を報告した¹⁾。本稿はその続報である。

2 年輪年代学的な検討

分析対象は、平城第524次調査で検出した東西溝SD 10580から出土した木簡群、計4,355点であり²⁾、特に95%以上の割合を占める削屑を主対象とした。ここから、年輪数がより多く刻まれていると考えられる柁目材の削屑を抽出し、分析・検討をおこなった。年輪幅の計測は、分析対象を接写撮影し、Cybis社製年輪計測ソフトウェアCooRecorderを用いておこなった。クロスデーティングは、SCIEM社製年輪分析ソフトウェアPASTを用いておこない、年輪曲線をプロットしたグラフの目視評価と統計評価をあわせておこなった。

クロスデーティングにより、年輪幅の前年に対する増減のみならず絶対値も酷似し、同一材に由来すると考えられるグループが複数見出された。ここではそのうち2つのグループについて、A群およびB群と呼称し、紹介する³⁾。

A 群 ①～⑤の5点のグループである(図79左・図80)。バーチャートを見ると、②・③・④・⑤は年輪がほぼ重複する関係となり、書かれた文字が同一行に並ぶ可能性を指摘できる。一方、①は②・③・④・⑤に対しより新しい年輪を多く含み、これらより右側の行にあたると思われる。

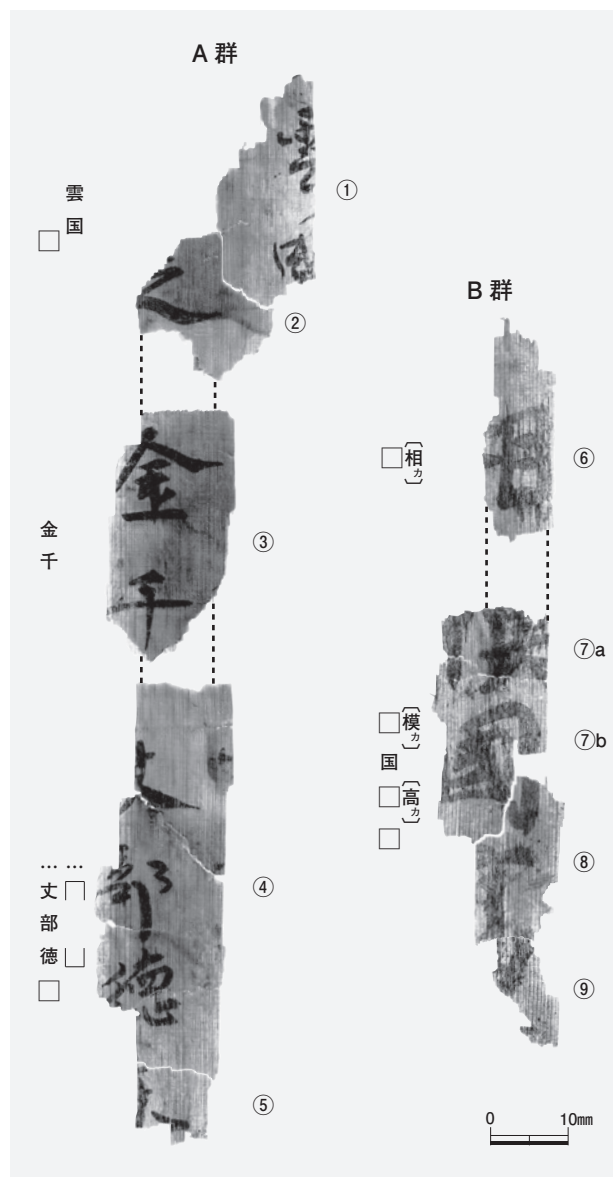


図79 分析対象木簡(破線で年輪の対応を示す) 1:1

このように、年輪の重複関係により接続箇所の候補を絞り込み、削屑木簡の形状を再検討した結果、これまで不明確であった①と②および④と⑤の接合が判明した。また、①②・③・④⑤の3つのまとまりは、直接の接合関係にはないものの、同一簡に由来する可能性が示唆され、それぞれの横方向の位置関係もほぼ特定できる。ただし、縦方向の位置関係(並び順、あるいはそれぞれが重なり合うか否かなど)については確定できない。

B 群 ⑥～⑨の4点のグループである(⑦はa・b 2片に分かれるため計5片、図79右・図81)。「国」の文字のほぼ全体が残る⑦に対し、⑥・⑧・⑨は右半の年輪にあたり、同一行に記された文字の旁や右半部分である可能性を指摘できる(篇の一部とみられる画も若干含む)。B群についても形状による接続の検討をおこなったところ、⑦・⑧・⑨は図79右のように接合することが判明した。また、直接の接合関係にはない⑥についても、同一簡に由来する可能性が示唆される。

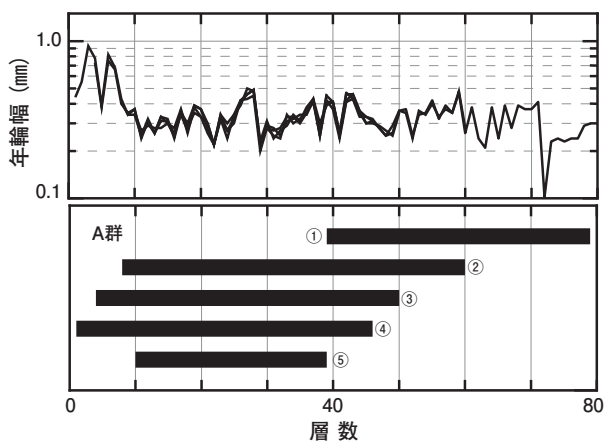


図80 A群の年輪曲線（5点を重ねて表示）とバーチャート

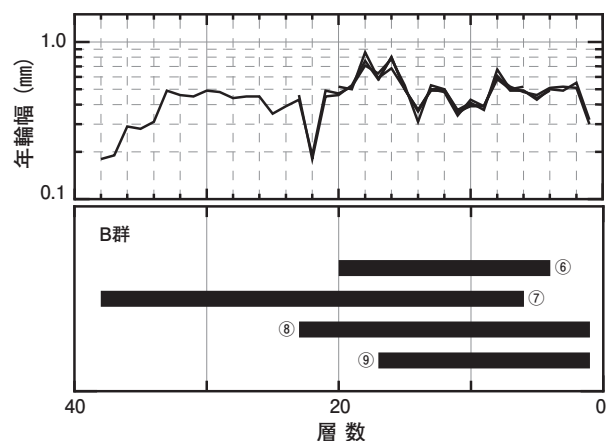


図81 B群の年輪曲線（4点を重ねて表示）とバーチャート

3 判読と解釈

A 群 ④の「丈部徳」はこれまでも人名の一部とみられていたが、今回の検討により、②から⑤にかけて筆跡が似通った文字がこれと同一行に記されていると考えられるようになり、②・③・⑤の文字も人名の一部である蓋然性が高まった。②の文字は、残画からは「足」「之」「定」などと推定しうるが、人名の一部であるならば「足」の可能性がもっとも高いといえるかもしれない。③の「金千」は、正倉院文書や長屋王家木簡に「金」姓の人物がみえること⁴⁾、上端の直線的な形状が④にも刻まれる界線部分での折れによるものとみられることから、「金」がウジ名で「千」が名の一文字目となる可能性が考えられる。⑤の文字は、これのみでは候補を絞り込むのは難しかったが、④の「丈部徳」の直後につづくことが判明したことにより、「麻」(＝人名全体を「丈部徳麻呂」とみる)などの可能性を想定しうることになった。

一方、①の「雲国」については、他と同様に人名の一部である可能性も否定はできないものの、②～⑤とは行を別にし、また筆跡も異なるように見えることから、国名「出雲国」の一部とみなすのが穏当であろう。

以上からは、A群を、冒頭に国名を記した後には人名を列記した歴名(人名リスト)様の木簡に由来するものと想定することも許されるかもしれない。あるいは、出雲国出身の仕丁や衛士などの歴名であろうか。

B 群 これまでB群の各断片については、わずかに⑦の2文字目「国」が判読できるのみであった。それが今回の検討により、直接には接合しない⑥も含めて図79右のように配置され、全体で相模国高座郡を示す記載がなされていた可能性が極めて高くなった。

国郡名を記す木簡としては第一に荷札が想定されるが、荷札由来の削屑は概して少ない。他には考選木簡の本貫地記載なども考えられるが、大ぶりの文字を太めの

筆で記すB群の記載を、割書部分になされるのが一般的な考選木簡の本貫地記載とみなすことは難しい。断定はできないものの、A群と類似の歴名様木簡の冒頭部分とみることも、あるいは不可能ではないだろう。

4 おわりに

以上のように、単独の断片では文字の判読や内容の解釈が難しかった削屑群について、年輪年代学的手法による検討から同一簡由来の可能性を指摘しえたことにより、それぞれの文字の候補を絞り込み、また全体の内容についても考察を深めることが可能になった。

さらにB群の⑧・⑨は、今回の検討の過程で⑦との接合が判明したことにより、残画だけは不明確であった天地が確定した。年輪年代学的手法による検討は、木簡(削屑)の同一材由来の推定のみでなく、接続位置関係の候補の絞り込みや天地の判定など、さまざまな指摘の可能性を秘める。またそれにより、文字の判読や内容の解釈の可能性を広げうることも、今回は示すことができた。有効な調査対象を見極めつつ、今後も同様の検討を積み重ね、研究の深化を目指したい。

なお本研究は、JSPS科研費JP16K16918およびJP17H02424の助成を受けた成果の一部である。

(星野安治・桑田訓也・山本祥隆・浦 啓子)

註

- 1) 山本祥隆・星野安治「年輪年代学的手法による平城京跡出土木簡の検討」『紀要 2017』。
- 2) 発掘調査の成果および出土木簡の概要については、「平城京左京二条二坊十四坪の調査－第524次」『紀要 2015』、『平城木簡概報44』2015を参照されたい。
- 3) 各断片の『平城木簡概報44』2015での番号は、①：77、③：112、④：63である(その他の断片は未掲載)。
- 4) 金月足(『大日本古文書』19巻311・313頁ほか)、金牛甘(『同』7巻240頁)、金白手(『平城京木簡二』2047号ほか)など。